特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく施設と公害防止管理者資格

○ばい煙発生施設

	施設の種類	公害防止管理者に選任できる有資格者
1	大気汚染防止法施行令別表第1の9の項に掲げるばい煙発生施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）又は同表の14の項から26の項までに掲げるばい煙発生施設で排出ガス量が1時間当たり40,000m3以上の工場に設置されているもの	大気関係第一種有資格者
2	大気汚染防止法施行令別表第1の9の項に掲げるばい煙発生施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）又は同表の14の項から26の項までに掲げるばい煙発生施設で排出ガス量が1時間当たり40,000m3未満の工場に設置されているもの	大気関係第一種有資格者 大気関係第二種有資格者
3	大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設（同表の13の項に掲げる施設を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）のうち、上記1及び2に掲げるばい煙発生施設以外のばい煙発生施設で排出ガス量が1時間当たり40,000m3以上の工場に設置されているもの	大気関係第一種有資格者 大気関係第三種有資格者
4	大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設（同表の13の項に掲げる施設を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）のうち、上記1及び2に掲げるばい煙発生施設以外の掲げるばい煙発生施設で排出ガス量が1時間当たり10,000m3以上40,000m3未満の工場に設置されているもの	大気関係第一種有資格者 大気関係第二種有資格者 大気関係第三種有資格者 大気関係第四種有資格者

○汚水等排出施設

	施設の種類	公害防止管理者に選任できる有資格者
1	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1に掲げる汚水等排出施設で排出水量が1日当たり10,000m3以上の工場に設置されているもの	水質関係第一種有資格者
2	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1に掲げる汚水等排出施設で排出水量が1日当たり10,000m3未満の工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されているもの	水質関係第一種有資格者 水質関係第二種有資格者
3	水質汚濁防止法施行令別表第1第2号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2まで、第71号の5及び第71号の6に掲げる施設（同表第62号に掲げる施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。）で排出水量が1日あたり10,000m3以上の工場に設置されているもの	水質関係第一種有資格者 水質関係第三種有資格者
4	水質汚濁防止法施行令別表第1第2号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2まで、第71号の5及び第71号の6に掲げる施設（同表第62号に掲げる施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。）で排出水量が1日当たり1,000m3以上10,000m3未満の工場に設置されているもの	水質関係第一種有資格者 水質関係第二種有資格者 水質関係第三種有資格者 水質関係第四種有資格者

○騒音発生施設

	施設の種類	公害防止管理者に選任できる有資格者
1	機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。）、鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）で騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にあるもの	騒音・振動関係有資格者 騒音関係有資格者

○特定粉じん発生施設

	施設の種類	公害防止管理者に選任できる有資格者
1	大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）	大気関係第一種有資格者 大気関係第二種有資格者 大気関係第三種有資格者 大気関係第四種有資格者 特定粉じん関係有資格者

○一般粉じん発生施設

	施設の種類	公害防止管理者に選任できる有資格者
1	大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）	大気関係第一種有資格者 大気関係第二種有資格者 大気関係第三種有資格者 大気関係第四種有資格者 特定粉じん関係有資格者 一般粉じん関係有資格者

○振動発生施設

	施設の種類	公害防止管理者に選任できる有資格者
1	液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941kN以上のものに限る。）、機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。）、鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）で振動規制法第3条第1項の既定により指定された地域内にあるもの	騒音・振動関係有資格者 振動関係有資格者

○ダイオキシン類発生施設

	施設の種類	公害防止管理者に選任できる有資格者
1	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第14号までに掲げる施設	ダイオキシン類関係有資格者